

# 運転手業務等委託仕様書

## ○運転手業務

### 1. 勤務時間及び人員の配置

- (1) 勤務時間：月曜日から金曜日 午前 8：30～午後 5：00(7.5 時間)を基本とする。
- (2) 休憩時間：12：00～13：00 を基本とする。
- (3) 土曜日、日曜日及び沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第 7 条第 2 項の休日は、原則として業務を行わない。ただし、上記時間以外及び業務を行わない日でも、業務を円滑に行うため必要な場合は、業務に従事するものとする。
- (4) 配置及び内容については双方協議の上変更できることとする。
- (5) 業務に必要な場合を除き、居室等に立ち入ってはならない。勤務時間外においても同様とする。

### 2. 業務内容

- (1) 救急患者、病棟患者及び外来患者等の搬送  
カーナビゲーション等を活用し、搬送業務を実施すること
- (2) 搬送業務を実施する場合は、運転手と医師または看護師で搬送を実施すること
- (3) 県庁等への郵便物の配送（週 3 回程度）
- (4) 津堅診療所への荷物搬送（平敷屋港での受け取り、週 1 回程度）
- (5) 職員等の送迎や病院関連物品の配送等
- (6) 車輛の維持管理、整備及び清掃等に関する事
- (7) 自動車等運行管理簿、運転前点検等、関連書類の作成及び病院への提出
- (8) 集団災害マニュアルなど、緊急時においては院内各委員会が作成したマニュアルに基づいた対応
- (9) 搬送業務の待機時間は設備・調達課の補助業務を実施すること
- (10) その他、病院（運転責任者）が指示する業務（運転業務以外の業務も含む。）

### 3. 制服の支給

受託者は、運転業務に携わる受託者の従業員に、清潔で統一されたユニフォームを契約締結後速やかに支給しなければならない。

いわゆる「かりゆしウェア」や白い Y シャツなど病院事務職員が勤務中に着用しているものに準じた服装にて勤務をして差し支えない。

### 4. 条件

- (1) 年齢は 65 歳まで（病院長が許可する場合を除く）とする。
- (2) 感染症対策として次に掲げる事項を実施すること。
  - ① 感染症の標準予防策（スタンダードプリコーション）を配置する警備員に実践させること。
  - ② 病院側における感染症対策方針に則り、B 型肝炎抗原検査を受けさせること。検査結果が陰性の場合には当該警備員にワクチン接種を受けさせること。ただし接種費用は、受託者負担とする。
  - ③ 季節性インフルエンザ等の感染症まん延防止を図るためのワクチン接種を、配置する警備員に受けさせること。ただし接種費用は、受託者負担とする。
- (3) 運転手研修を 5 日以上履修した者であること。
- (4) 現場責任者を配置し、その者が不在時は同格者を配置すること。
- (5) 救急患者の輸送のため、常時 1 人以上待機する必要がある。
- (6) 健康診断等で、医師から業務に支障がないと判断された者であること。
- (7) 毎月、業務報告書及び名簿を作成し、提出すること。
- (8) 運転手の身元、風紀及び業務管理の維持に関し一切の責任を負い、病院長が適当でないと認めた者を業務に従事させてはならない。

### 5. 服務心得

- (1) 常に規律を守り業務の遂行に万全を期すこと。
- (2) 飲酒をしないこと。
- (3) 患者とみだりに談笑してはならない。また、業務中においては雑談等をしてはならない。
- (4) 緊急非常の場合を除き居室に立ち入ってはならない。
- (5) 病院が貸与するPHSは首紐を用いて首に掛けること。ポケットなどに入れてはならない。
- (6) 勤務中は、中部病院が発行する職員用の名札を対面する相手から見える場所に着けること。
- (7) 配置された勤務場所を許可無く離れてはならない。

#### 6. 緊急時の連絡

搬送時の事故や時間外搬送など緊急時においては、設備・調達課長に連絡を行うものとする。ただし、一般外来診療の時間外においては統括責任者あてに行う。指示を受け対応を行うこと。

#### 7. 車両に対する保険

車両に対する保険は病院の責任で加入している。ただし、乙の責任による損害の場合、損害額のうち保険で補償されないものについては、乙はその損害額を支払わなければならない。

(免責金額及び保証上限額を超過した金額、又は保険適用外の行為があったとき。)

#### 8. 管理車輛

車体の形状	用途	乗車定員	燃料の種類
救急車 1	特殊	8人	ガソリン
救急車 2	特殊	8人	ガソリン
救急車 3	特殊	8人	ガソリン
ステーションワゴン	乗用車	7人	ガソリン

#### 9. その他

運転業務について、本仕様書に疑義がある場合は、病院の指示を受け対処するものとする。

以上